

(議案その三)

令和八年一月
定例島根県議会議案（条例）

次の議案別紙のとおり提出します。

令和8年2月12日

島根県知事 丸山達也

第23号議案 島根県行政手続条例の一部を改正する条例	1
第24号議案 島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	3
第25号議案 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例	4
第26号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
第27号議案 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部 を改正する条例	8
第28号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する條 例	10
第29号議案 島根県部設置条例の一部を改正する条例	11
第30号議案 島根県県税条例の一部を改正する条例	12
第31号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	13

第32号議案 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を 改正する条例	15
第33号議案 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊 勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	17
第34号議案 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定 数条例の一部を改正する条例	18
第35号議案 島根県立高等学校教育振興基金条例	19
第36号議案 島根県営住宅条例の一部を改正する条例	20
第37号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	21
第38号議案 島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	22
第39号議案 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
第40号議案 島根県手数料条例の一部を改正する条例	25
第41号議案 島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	26
第42号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	27

第43号議案 島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	29
第44号議案 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	30
第45号議案 島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	31

第23号議案

島根県行政手続条例の一部を改正する条例

島根県行政手続条例（平成7年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則（第15条第3項を除く。）中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の島根県行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

第24号議案

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

島根県公益認定等審議会条例（平成20年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第25号議案

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条第1号中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第3号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

(島根県流域下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1) 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年島根県条例第30号)第5条

(2) 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)第5条

(3) 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)第6条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

第26号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改め、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される職員等給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準

額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条第2項第2号中「42,600円」を「60,700円」に改め、同条第4項中「給料表」を「職員等給料表」に改める。

第10条の2第3項中「給料表」を「職員等給料表」に改める。

第11条の3第2項中「新たに」の次に「職員等給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに」を加え、「のうち、」を「でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他」に、「職員には」を「ものとして人事委員会規則で定める職員には」に改める。

第15条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第7条の3第1項第1号及び第2号並びに第15条の2第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第27号議案

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(費用弁償の額及び支給方法)

第8条 費用弁償の額及び支給方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1条第3号に掲げる者のうち、勤務実態等が一般職の職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるもの 一般職の職員に対する旅費支給の例による。
- (2) 第1条各号に掲げる者（前号に掲げる者を除く。） 知事が別に定めるもののほか、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(外国旅行の費用弁償)

第9条 外国旅行の費用弁償については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

第10条を削る。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第2条 参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第9条」を「第8条第1号」に改め、同条第2項中「費用弁償の」の後に「種目及び」を加え、「第8条」を「第8条第2号」に、「第

10条」を「第9条」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例(平成31年島根県条例

第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種類」を「種目」に改め、「昭和27年島根県条例第38号」の次に「。以下この項において「非常勤条例」という。」を加え、「第8条」を「第8条第2号」に、「第10条」を「第9条」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務実態等が常勤職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種目、額及び支給方法については、非常勤条例第7条、第8条第1号及び第9条の規定を準用する。

第4条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例及び参考人等に対する費用弁償等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「保健所」を「健康福祉部薬事衛生課又は保健所」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「土木部」を「^{土木部}
島根かみあり国スポ・全スポ局」に改める。

第3条の表環境生活部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表に次のように加える。

島根かみあり国スポ・全スポ局

(1) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事項

(2) スポーツの振興に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第30号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号を次のように改める。

(4) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

第10条第2項中「金銭」を「寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の島根県県税条例第10条第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

3 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する旧公益信託（所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託を除く。）の信託財産とするために支出した金銭については、なお従前の例による。

第31号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第17条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第17条の4 新たに採用された教育職員であって、採用の日において、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第6条第1項及び第2項並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務教育職員その他の人事委員会規則で定める教育職員にあっては、人事委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるとこ

るにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第20条第2項第2号中「42,600円」を「60,700円」に改める。

第21条の3第2項中「新たに」の次に「給料表の適用を受ける教育職員となつて特地学校又は準特地学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教育職員、新たに」を加え、「のうち、」を「でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他」に、「教育職員には」を「ものとして人事委員会規則で定める教育職員には」に改める。

第22条中「4,400円」を「4,700円」に、「8,300円」を「8,600円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「12,450円」を「12,900円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第22条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第32号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第15条の4 新たに採用された教職員であって、採用の日において、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに第7条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務教職員その他の教育委員会規則で定める教職員にあっては、教育委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を第22条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、

教育委員会規則で定める。

第18条第2項第2号中「42,600円」を「60,700円」に改める。

第19条の3第2項中「新たに」の次に「給料表の適用を受ける教職員となって
へき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に在勤することと
なったことに伴って住居を移転した教職員、新たに」を加え、「のうち、」を
「でそのへき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に該当す
ることとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転
したものその他」に、「教職員には」を「ものとして教育委員会規則で定める教
職員には」に改める。

第19条の6第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「8,300円」を「8,600円」
に、「6,600円」を「7,050円」に、「12,450円」を「12,900円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の市町村
立学校の教職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」と
いう。）第19条の6第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定
に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与
条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会
規則で定める。

第33号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例
例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例
(昭和47年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「3,600円」を「3,900円」に、「1,800円」を「1,950円」
に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第34号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第1条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,606人」を「1,608人」に、「1,032人」を「1,056人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,011人」を「4,963人」に、「348人」を「342人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県立高等学校教育振興基金条例

(設置)

第1条 県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、島根県立高等学校教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第36号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号アウ中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項第3号ア中「又は」を「、」に、「規定による保護」を「規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護」に改め、同号に次のように加える。

ウ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止等法第3条第6項に規定する民間の団体から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者

第8条第3項第3号中「18歳未満の児童3人以上」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

「天神団地
別表中上島団地を古志団地」に改める。
古志団地」

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第37号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄の(61)中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同欄の(62)中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第38号議案

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第25条を第29条とし、第24条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第25条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第27条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第28条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超えて、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の島根県国民健康保険条例第4章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第39号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することども家庭ソーシャルワーカー(以下「ことども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第59条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第2項中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

第93条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第94条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第94条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第101条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第102条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第103条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第104条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第40号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表30の項第13号から第16号までの規定中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項第17号中「第14条第9項」を「第14条第8項」に改め、同項第18号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

第41号議案

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「求める飼い主」を「求めるとき」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第1項第8号に規定する手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第42号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（令和3年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項第2号中「を含む。」の次に「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。」を加え、「別表第2の1の項ア」を「別表第2の1の項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2の1の項第1号において同じ。）」を加え、同項第6号中「4の項」を「前項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「4の項」を「前項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「4の項第5号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、3の項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

別表第2の1の項を次のように改める。

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80

リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合は、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立こころの医療センターの項診療科目の欄中「、神経内科」を削り、「心療内科」の次に「、児童・思春期精神科」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「子をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は高齢者部分休業」を「、高齢者部分休業」に改め、「の一部について勤務しないことをいう。」の次に「又は子育て部分休暇（管理者が定める職員がその小学校就学の始期に達した後小学校第3学年を修了する日の属する年度の末日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

別表第1松江家畜保健衛生所の項を削り、同表出雲家畜保健衛生所の項名称の欄中「出雲家畜保健衛生所」を「東部家畜保健衛生所」に改め、同項管轄区域の欄中「出雲市」を「松江市　出雲市　安来市」に、「飯石郡」を「飯石郡　隠岐郡」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。